

メディアコンバータ更改（館内ネットワーク）
委託仕様書

令和6年12月

宮崎県国民健康保険団体連合会

1. 名称

メディアコンバータ更改（館内ネットワーク）

2. 概要

本書は、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）において、本館と東別館の間を接続する光ファイバーケーブルのメディアコンバータについて、老朽化により機器更改を行う。

3. 作業内容

本件の作業内容は以下のとおり。

3. 1 調達

(1) 調達内容

本調達で導入する製品（以下、「調達製品」という。）は以下の通りとする。

項番	内容	数量
1	メディアコンバータ12スロットシャーシ	2台
2	1000Mbps対応メディアコンバータ	10台

導入する製品は、項番4. 「機能仕様」に掲げる仕様を全て満たすこと。

(2) 調達製品の導入、設置作業

調達製品について、項番5. 「導入作業」に掲げる項目を全て実施し、本会が指定する場所への設置（機器入替）、動作確認、切替作業を行うこと。

4. 機能仕様

(1) メディアコンバータ12スロットシャーシ

項番	区分	仕様
1	型式	ラック型 1Uサイズ メディアコンバータ用シャーシ
2	管理機能	マネージメントモジュール搭載
3	搭載可能スロット	12スロット
4	管理インターフェイス	100BASE-TX (RJ45) ×1
5	電源	冗長対応、搭載電源ユニット×2
6	その他	MDI/MDI-X自動識別機能、プラグアンドプレイ機能 シャーシ電源監視機能、シャーシファン監視機能

(2) メディアコンバータ

項番	区分	仕様
1	型式	管理機能搭載ギガビットイーサネットメディアコンバ

		ータ
2	シャーシ搭載	(1)メディアコンバータ12スロットシャーシに搭載可能
3	F/Oポート	1000BASE-X ×1 コネクタ:SC
4	ファイバ心数	2
5	ファイバ識別	マルチモード
6	伝送速度(F/O)	1000Mbps
7	T/Pポート	10/100/1000BASE-T ×1 コネクタ:RJ45
8	伝送速度(T/P)	10/100/1000Mbps
9	電源	電源アダプタ方式 (メディアコンバータシャーシに依存)
10	その他	MACアドレス数:2K メモリバッファ:128K bytes スイッチングモード:ストア&フォワード方式 TPポート:MDI/MDI-X自動識別機能、オートネゴシエーション機能、全二重/半二重通信

5. 導入作業

(1) 事前準備

メディアコンバータは、本会ネットワークの一部であるため、本会のネットワーク環境を十分熟知した上で作業を行うとともに、本調達作業において本会のネットワークに支障の出ないよう作業を実施すること。

(2) 導入作業

調達製品のラック搭載場所、作業日程等、発注者と協議したうえで、日程調整の上設置作業を実施すること。設置日程については、本会業務に支障の出ないよう、業務時間外による日程調整を行うこと。

なお、本作業は光ファイバーケーブルの接続作業を伴うため、電気工事資格を有した要員による作業を実施すること。

また、現行メディアコンバータは6回線使用しているが、本更改では5回線（4回線+予備1回線）のネットワーク設計（V-LAN設定を行う）とすること。

(3) 梱包資材の回収

搬入時における梱包資材は受注者が回収、処分すること。

(4) 稼働確認

機器入替後は、本館と東別館間の全ての回線の通信及び本回線を使用する全システムについて稼働確認を行うこと。

なお、疎通に障害のある場合は元の状態に戻し、本会業務に支障のないようにすること。

また、入替作業後の業務開始時には、万一の通信障害発生時に切り戻しを行うなど、迅速に対応できるよう体制を整えておくこと。

(5) 現行メディアコンバータ

入替対象の現行メディアコンバータについては、撤去は行わず残しておくこと。事前にラック内の設置場所を調整し、可能であれば現行メディアコンバータは、入替機器の上下に設置することが望ましい。不可能な場合は、別途協議の上、現行メディアコンバータの置き場所を検討する。※障害時の代替機器として、結線はせずに残しておくこと。

6. 履行場所

宮崎県宮崎市下原町231番地1

宮崎県国民健康保険団体連合会本館、東別館

7. 履行期限

令和7年3月31日

8. 作業日程

導入、設置の日程については、本会業務に影響が無いように、契約締結時に担当職員と協議すること。

9. 納品物

本業務の納品物は、以下の通りとする。

- (1) ネットワーク構成図
- (2) ネットワーク設計資料 (VLAN設計、接続ポート図等)
- (3) その他本会が必要と認める書類一式

10. その他

- (1) 受注者は、契約履行中に知り得た情報を漏洩し、他の目的に使用してはならない。
また、本契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本件業務を再委託してはならないものとする。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、本件業務の一部を再委託することができるものとする。
- (3) 作業にあたっては、本会の業務に影響を与えないよう留意して実施すること。
- (4) 受注者の過失により本会施設及び設備に損傷等を与えた場合には、受注者の負担で速やかに復旧させること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたり、本仕様書によることが困難又は疑義が生じた際は、本会と協議のうえ、対応すること。